

平成24年9月27日  
教育委員会室

秋田市教育委員会  
平成24年9月定例会  
(案 件)

付議案件

議案第19号 秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則の一部を改正する件 … 1

議案第20号 教育委員会事務の点検・評価に関する件 (別途)

議案第19号

秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則の一部を改正する件

秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則の一部を次のように改正する。

平成24年9月27日提出

秋田市教育委員会

委員長 米 本 か お り

秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則の一部を改正する規則  
秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則（平成11年秋田市教委規則第  
7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

秋田市立御所野学院中学校（以下「学院中学校」という。）の修業年  
限および生徒の構成は、次のとおりとする。

(1) 修業年限 3年

(2) 生徒の構成 次に掲げる者

ア 小学校卒業生240名

イ 秋田市立御所野小学校通学区域内に在住する小学校卒業生（アに  
掲げる者を除く。）

第6条第2号中「卒業した者」の次に「（第2条第1項第2号アに掲げ  
る者に限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成25年度および平成26年度における秋田市立御所野学院中学校（以

下「学院中学校」という。)の生徒の構成については、改正後の秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則第2条第1項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成25年度	ア 小学校卒業生160名 イ 秋田市立御所野小学校通学区域内に在住する小学校卒業生（アに掲げる者を除く。）
平成26年度	ア 小学校卒業生200名 イ 秋田市立御所野小学校通学区域内に在住する小学校卒業生（アに掲げる者を除く。）

- 3 改正後の秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則第6条第2号の規定は、平成25年度以後に学院中学校に入学する者（第1学年の生徒に限る。）について適用し、平成24年度以前に学院中学校に入学した者については、なお従前の例による。

#### 提案理由

秋田市立御所野学院中学校の生徒の構成を改めるため、改正しようとするものである。